

# 京丹後市立いさなご小学校ホームページガイドライン

## 1. 趣旨

本ガイドラインは、京丹後市立いさなご小学校ホームページを公開するにあたり、必要なガイドラインを設け、学校ホームページの適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

## 2. ホームページ公開の目的

本校の概要や教育活動を保護者や地域の方々に公開し、信頼される学校づくりを進めるとともに、学校運営の状況を積極的に公開し、学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした学校づくりを推進することを目的とする。

## 3. ホームページ管理責任者及び運営組織

- (1) ホームページの管理責任者は校長とする。
- (2) 校長は、ホームページの円滑な運営のため、ホームページ運営委員会を設置する。
- (3) 委員長は校長とし、委員は校長が任命する。
- (4) 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集しホームページの検討を行なうとともに、ホームページの適正な運営に努める。

## 4. ホームページ作成（更新）者

- (1) 本校に在籍する教職員または児童（または生徒）とする。
- (2) 児童（または生徒）が作成（更新）するページについては、教職員が指導するものとする。その際、著作権などの知的所有権の保護や、個人情報の取り扱いについて指導するものとする。

## 5. ホームページの作成（更新）・公開手順

- (1) ホームページ作成（更新）者は京都みらいネットに接続された京丹後市教育委員会が管理するパソコンにて、ホームページ管理システムを用い作成（更新）する。
- (2) ホームページ作成（更新）者はページの作成（更新）が完了した場合、ホームページ運営委員長へ承認を依頼する。
- (3) ホームページ運営委員長は承認依頼を受けた場合、京都みらいネットに接続された京丹後市教育委員会が管理するパソコンにて、ホームページ管理システムを用い、内容を確認し、承認処理を行なう。
- (4) 承認処理を行うと同時に、ページが公開される。

## 6. ホームページの内容

### (1) 掲載する内容

- ア 学校の概要、教育目標、指導方針
- イ 児童（または生徒）の学習活動（授業、学校行事、作品等）
- ウ 児童会（または生徒会）活動、PTA活動
- エ その他、教育的効果があると認められるもの、または広く学校を知ってもらう上で必要と認められるもの。

## (2) 掲載してはならない内容

- ア 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの。
- イ 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり不利益をもたらすもの。
- ウ 営利を目的としたもの。
- エ 児童（または生徒）及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- オ 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの。
- カ 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- キ その他、学校ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの。

## 7. 個人情報の取り扱い

児童（または生徒）の人権及び安全確保のため、個人を特定できる情報は原則として掲載しないこととする。ただし、学校行事や作品・活動成果の紹介等、掲載が必要な場合には、事前に本人及び保護者の同意を得てから掲載する。

### (1) 個人情報にあたる情報

氏名、住所、生年月日、電話番号、家族、成績、身体的特徴等をいう。

### (2) 写真等についての取り扱い

写真や映像を掲載する場合は、原則として本人及び保護者に掲載の同意を得るものとする。ただし、集合写真や活動風景写真などの遠景撮影や、サイズの縮小等により配慮した場合は同意を得る必要はないものとする。

## 8. 日常の管理

(1) ホームページの日常管理は、ホームページ運営委員が行う。

(2) ホームページ運営委員は、定期的にホームページの内容についてチェックを行い、不足する内容があれば作成し（または指示し）、更新のないものは更新する（または指示する）とともに、ホームページの適正な管理を行うこととする。

## 9. 非常時の対応

公開されたページにより問題が発生した場合は、ホームページ運営委員会で協議し、適切な対応をとるとともに、京丹後市教育委員会事務局へ報告する。

## 10. 関係諸規程の遵守

このガイドラインのほか、「京都みらいネット」の諸規程を遵守する。

## 11. ガイドラインの見直し

このガイドラインについて見直しの必要があるときは、ホームページ運営委員会と京丹後市教育委員会事務局で協議し、変更する。

## 12. ガイドラインの公表

本ガイドラインは、本校ホームページ上に公表する。

附則 このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。